

富士市ウェブサイト ^{ウェブリオ} に **用語解説機能 (Weblio 辞書)** を追加しました!

ウェブページ内の専門用語などを自動的に検出して、その用語解説へのリンクを表示します。
ぜひご利用ください。

用語解説: [都市計画](#) [パブリックコメント](#) [議会基本条例](#)
※上記リンクは「Weblio辞書」のページを新しいウィンドウで開きます。
用語解説については、「Weblio」までお問い合わせください。

平成23年度のパブリックコメント実施予定

※意見募集案件の資料は、募集期間満了日に公表します。
※意見募集期間に変更する場合があります。

案件名	募集期間	担当部署
富士市水道事業基本計画(案)	平成23年4月1日～5月2日 募集中	上下水道部水道管理課
富士市屋外広告物基本計画(富士市屋外広告物条例(案))	7月1日～8月1日	都市整備部建築指導課
第9次富士市交通安全計画(案)	7月1日～8月1日	市民部市民安全課
富士市まちづくり活動推進計画(案)	12月15日～平成24年1月15日	市民部まちづくり課
(原研)ふじハワフル8の計画 第6次高齢者保健福祉計画(第5期介護保険事業計画(平成24年度～26年度)(案))	12月15日～平成24年1月15日	保健部介護保険課
富士市DV基本計画(案)	12月15日～平成24年1月15日	福祉部福祉総務課
ふじし障害者プラン (富士市障害者計画、富士市障害福祉計画)	12月15日～平成24年1月15日	福祉部障害福祉課

関連リンク

現在意見募集中の案件

用語解説: [都市計画](#) [パブリックコメント](#) [議会基本条例](#)
※上記リンクは「Weblio辞書」のページを新しいウィンドウで開きます。
用語解説については、「Weblio」までお問い合わせください。

weblio 辞書

パブリック・コメント

辞書 類語辞典 英和・和英辞典 手話辞典

用語解説 動画 文献 商品 全文検索

Weblio 辞書 > ビジネス > 時事用語 > パブリック・コメントの意味・解説

時事用語のABC

パブリック・コメント(ぱぶりっく・こめんと)

行政の政策立案過程で国民の意見を聞く制度

問い合わせ / 広報広聴課 ☎55-2736 ☎51-1456



まちの駅

あいのしゅくいくわぶち
宿岩淵

◆富士市商工会 富士川事務所

駅長
かんべ れいこ
神戸 玲子さん



開駅時間 9:00～16:00
(土・日曜日、祝日休み)
岩淵6-3 ☎81-1280

いりちょうでん せんしょう が えき
入町伝伝生姜駅

◆(有) エンドウ加工

駅長
よしひで
遠藤 賀秀さん



開駅時間 10:00～17:00
(日曜日休み)
富士岡1813-4 ☎38-1016

ますがわ
増川の小さな美術館

◆福聚禅院

駅長
ゆきてる
青野 之映さん



開駅時間 8:00～17:00
(無休)
増川599 ☎34-0435

観光課 ☎55-2777

まちの駅 **新3駅 誕生!**

平成16年度にスタートしたまちの駅。
4月に新たに3駅が開駅し、計60駅になりました。

♪ サロンコンサート ♪

りぶす富士(富士市交流プラザ)
☎65-5523

と き / 6月11日(土) 13:30～
※雨天中止。

ところ / 富士市交流プラザ平垣公園
出演 / 富士見高等学校吹奏楽部
内容 / 「ドラえもののうた」ほか
楽しい吹奏楽の演奏
入場料 / 無料 (直接会場へ)

ことしも「在宅高齢者実態調査」にご協力をお願いします

在宅高齢者実態調査とは

在宅の65歳以上の高齢者のみの世帯などを対象に行われる、世帯状況の調査のことで。

★毎年7月1日を基準としてお近くの民生委員が調査に伺います。

対象者

- 「ひとり暮らし」…満65歳以上のひとり暮らしの人
- 「高齢者世帯(高齢者のみの世帯)」…満65歳以上の高齢者のみで構成される世帯
《例》満65歳以上の夫婦、満65歳以上の兄弟姉妹、満65歳以上の親子
- 「高齢者世帯に準ずる世帯」…満65歳以上の高齢者と、65歳未満の重度障害者や18歳未満の子のみで構成される世帯

※同一または隣接敷地内に18歳以上65歳未満の子など

が住んでいる場合は、世帯・家屋・生計・地番が別々でも、①～③の調査対象外となります。

- 「一般世帯の寝たきり・認知症高齢者」…①～③以外の一般世帯に属する高齢者のうち、寝たきり及び認知症の高齢者

調査内容

・身体状況、健康状態、日常生活で困っていることなどをお聞きします。

調査結果を活用します

- ・支援を必要としている人について、地域包括支援センター職員の訪問・見守りや、在宅福祉サービスや介護保険サービスの利用につなげます。
- ・「災害時要援護者名簿の作成」、「火災予防運動」などに活用します。

問い合わせ / 介護保険課 ☎55-2741